

令和元年度第1回海老名市文化財保護審議委員会 議事録

開催日時等	令和元年7月8日(月) 18:30~19:40 於: えびなこどもセンター201 会議室
議 題	(1) 文化財保護審議会会長及び副会長の選出について (2) 相模国分寺跡保存活用部会の設置及び委員の選出について (3) 市指定重要文化財及び市登録文化財の基準について (4) 市指定重要無形文化財等の保持者・保持団体の基準について (5) 文化財保存活用等計画の方向性について
出席委員	土生田純之、浜田弘明、清水擴、組谷徳全、曾根博明、井上泰 委員6名全員出席
事務局	教育長 伊藤文康 教育部長 伊藤修 教育部次長 萩原明美 教育部参事兼教育総務課長 中込紀美子 教育総務課文化財係長 押方みはる 教育総務課主査 今野まりこ 教育総務課主査 向原崇英

【議事前】

- ・平成31年4月に改正、施行となった海老名市文化財保護条例についての説明

【議事概要】

- (1) 文化財保護審議会会長及び副会長の選出について
会長: 土生田純之委員
副会長: 浜田弘明委員
- (2) 相模国分寺跡保存活用部会の設置及び委員の選出について
設置了承
部会委員: 清水擴委員、土生田純之委員
- (3) 市指定重要文化財及び市登録文化財の基準について
 - ・第6条(6)その他産業について、これまでであったように(条里跡、窯業遺跡、製鉄遺跡等)と例示したほうがよい
 - ・第2条(2)イの記載は変更せず、前のままのほうが良い
- (4) 市指定重要無形文化財等の保持者・保持団体の基準について
基準については特に意見なし
指定重要無形文化財のメリットとして補助金制度について宣伝したほうがよい。
- (5) 文化財保存活用等計画の方向性について
特に意見なし

進行	<p>(1) 文化財保護審議会会長及び副会長の選出について</p> <p>海老名市文化財保護条例第 29 条に基づき、互選で会長、副会長を選出していただくこととなります。昨年度は文化財保護委員会議会で土生田委員に代表をお引き受けいただきておりました。委員の皆様にご異議がなければ土生田委員に会長をお願いできればと思いますがいかがでしょうか。</p>
委員一同	異議なし、拍手
進行	それでは土生田委員お願いします。続いて副会長ですが、こちらも互選となります。
C委員	若い人にやってもらったほうがいいと思いますので、できれば浜田委員にお願いしたいと思うのですが。
進行	それではただいま浜田委員のご推薦をいただきました。委員の皆様ご異議ありますでしょうか。
委員一同	異議なし。
進行	それでは浜田委員、よろしくお願いいいたします。
事務局	<p>(2) 相模国分寺跡保存活用部会の設置及び委員の選出について</p> <p>先ほど海老名市文化財保護条例のご説明の際に申しあげましたとおり、海老名市文化財保護審議会には部会を置くことができます。昨年度まで、相模国分寺跡の保存整備については「海老名市文化財保存整備委員会」においてご審議いただきておりましたが、文化財関連例規の整備により、今年度から海老名市文化財保護審議会に設置する部会で調査研究をお願いしたいと存じます。</p> <p>名称については、「相模国分寺跡保存活用部会」として設置することをご提案します。部会の構成は審議会委員 1 名以上と専門委員となります。審議会からはこれまで海老名市文化財保存整備委員会委員としてお願いしていました、土生田委員、清水委員にお引き受けいただきたくご提案します。</p> <p>なお、部会を構成する専門委員の方々は、海老名市文化財保存整備委員会の各委員に引き続きお願いしたいと考えております。説明は以上です。</p>
会長	相模国分寺跡の保存整備について今後は部会で詳細について検討していくということです。
会長	これは前にも既にやっておりますけれども、海老名市文化財保存整備委員であった各委員そのままということですよ。
事務局	そうです。
会長	もしこの委員の方で代わりたいという方はいらっしゃいませんか。
会長	それでは、相模国分寺跡保存活用部会を設置し、委員として土生田委員、清水委員の 2 名が部会構成員となることとします。
事務局	<p>(3) 市指定重要文化財及び市登録文化財の基準について</p> <p>前回の会議で指定重要文化財の指定基準の改正についてご審議いただき、登録文化財の基準についてもご意見をいただきました。今回文化財保護条例の改正にあわせ、</p>

	<p>改めて指定の基準も条例の用語と合わせ、不足を補いました。また、それぞれの指定重要文化財について「地域での重要性」という視点と、「わかりやすさ」を念頭に再度修正し、案としております。また現在指定している文化財について基準と突き合わせました。</p> <p>次に登録文化財の基準については、相模原市と伊勢原市の基準を参考に、ほぼ同じ文言といたしました。資料1-2号、新旧対照表でご確認ください。前回から大きく変わった点についてご説明します。まず資料1-2号1ページ第2条(1)建造物の部分です。説明文で建造物(社寺、住宅、公共施設等)としていたところを、「建築物」とし、「土木建造物」を加えました。</p> <p>また、該当するものとしてエに、地域の歴史又は地域的特色において重要なものを加えました。この、地域の歴史等において重要なものという内容については、この他の文化財の基準にも加えております。</p> <p>2から3ページ(6)歴史資料についてです。イ、歴史的重要な人物とありましたが、事象又は人物といたしました。4ページ無形民俗文化財の(3)民俗技術です。こちらは条例の無形民俗文化財の類型にあたりますが、今まで基準がなかったので入れたものです。アからオのいずれかに該当し、貴重なものとししました。そして次の5条、有形民俗文化財についてです。基準についての文の書き方が他の文化財と異なっていたため、書き改めア〜コに種別を挙げました。前回ウの交通が抜けていたので加えました。またわかりやすく例示を加えました。次に第6条史跡です。類型で(1)の内容が集落、生産、埋葬と幅広になっていたのですが、埋葬は(7)に別にし、生産は(6)の産業に内包されるものとして削除しました。旧(4)名主等屋敷跡は新の(8)旧宅に含まれるものとして削除しました。6ページ8条天然記念物の(1)動物については条例の類型にありますが、今まで基準がなかったものです。登録文化財の登録基準については8ページ9条となります。</p> <p>各項目は(1)〜(7)のとおりです。相模原と伊勢原市のものを主に参考にし、指定よりも大まかな基準で、様々な文化財に対応できるようにしました。</p>
<p>会長 C委員</p>	<p>建造物と建築物とはどのくらい意味が違うのですか。</p> <p>文化建造物の中にいろいろ含まれています。建築ではなくて、石造の建築物のようなものも入っているので、分けたほうがわかりやすいと思いますね。</p>
<p>会長 C委員</p>	<p>例えば石塔みたいなものも含まれているのですね。</p> <p>そうですね。</p>
<p>C委員</p>	<p>聞き逃したのかもしれませんが、第6条の生産関係の遺跡っていうのがなくなっていますが、産業のところに入っているのですか。もしそうなら産業はどこに記載されていますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>第6条(6)街道、関跡、番所跡、木戸跡、一里塚、堤防その他産業交通土木に関する遺跡に含まれています。</p>
<p>C委員 事務局</p>	<p>そうですね、わかりました。</p> <p>少し長くなってしまいましたが例示することもできると思うのですが、産業の例が多</p>

	<p>いため、記載しておりません。</p>
会長	<p>例示したほうが良いということであればでしょうか。</p>
C委員	<p>例示だったら入れたほうが良いと思います。特に大事な事だと思うので。</p>
会長	<p>カッコ書きなどでしょうか。</p>
C委員	<p>そうですね。</p>
会長	<p>例えばどのようなものがありますか。</p>
C委員	<p>前のをそのまま書けばいいのではないのでしょうか。条里跡、窯業遺跡、製鉄遺跡等という部分を。</p>
会長	<p>他の委員の方ご異存はございませんか。ないとすれば、事務局で検討してみてください。例示したほうがはっきりするとは思いますがあまり全部書くのも大変ですから、代表的なものを3つか4つ入れれば良いかと思います。その他何かございますか。</p>
C委員	<p>もう一つよろしいでしょうか。第2条(2)イ「絵画、彫刻史若しくは」に変更したのはどうしてですか。前は「絵画史上、彫刻史上、」だったと思うのですが。</p>
事務局	<p>これは文言を他市と比較し、修正したのですが、元のほうがよければ戻します。</p>
C委員	<p>「若しくは」というのでつなげると「絵画、彫刻史」と「工芸史、文化史」とで別に扱っているような感じになってしまいます。前のほうがわかりやすいと思いますけど。</p>
事務局	<p>わかりました。特に大きな意味があるわけではないので、前のままにします。</p>
会長	<p>「若しくは」というとまったく違うものという印象がでますから、前のようにされたほうが良いと思いますね。</p>
事務局	<p>ではそれはそのようにいたします。</p>
事務局	<p>(4) 市指定重要無形文化財等の保持者・保持団体の基準について この基準は条例改正に伴い、新規に作成するものです。海老名市指定重要無形文化財、海老名市指定無形民俗文化財の指定や海老名市登録無形文化財、海老名市登録無形民俗文化財の保持者、ならびに保持団体の認定ということになります。国、各市の基準を確認しましたところ、何れも同様の文言により基準設定がされていたので、海老名市についてもそれに倣いました。 2条は無形文化財の保持者、保持団体の認定基準です。(1)が演劇等芸能関係の保持者、芸能の技術を持っている人の基準です。(2)がその団体の基準(3)は工芸技術を持っている人、(4)は工芸技術を持つ団体、(5)、(6)はその他の技能完形について技術を持つ人とその団体です。 3条は無形民俗文化財の保持者団体の基準です。現在指定のものは大谷歌舞伎の保持団体として大谷芸能保存会があります。今後、はやし等も想定されます。</p>
会長	<p>これは全く初めてできるものだというご説明がありました。私のほうですぐに大谷歌舞伎なんかが頭に浮かんだのですけれども、これまでも指定はされていたのですよね。指定とこれとはどう関係するかを説明していただけますか。</p>

事務局	<p>海老名市の文化財保護条例で、そのような形の指定の仕方になりました。参考資料の2ページ、第5条の第3号をご覧ください。「教育委員会は、市指定重要無形文化財及び市指定重要無形民俗文化財（以下「市指定重要無形文化財等」という。）を指定するに当たっては、当該文化財の保持者又は保持団体（無形文化財又は無形民俗文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。これまでは、無形文化財は無形文化財として指定はしていたのですが、保持者や保持団体、技を持っている人やその人たちでないとできないという団体を認定するというはしておりませんでした。以上が今回の条例で改正したところになります。</p>
会長	<p>つまり、歌舞伎なら歌舞伎で全体を指定していたけれども、今後は演じるような人そのものにも焦点を当てるということですね。</p>
事務局	<p>そうです。</p>
会長	<p>わかりました。あと一つお伺いしたいのですが、指定を受けた人にメリットはあるのですか。逆に規制が強くなって、指定を受ける人が嫌がるようなそんなことは考えておられないのかと思ひまして。</p>
事務局	<p>そうですね、無形文化財なのでどうしてもある程度規制はでてしまいますけれども、お名前が変わったりとか、あと、人につく、あるいは団体につくものなので、その人が病気になったりしてもうできなくなってしまうとなると認定が取り消しになって、その一人しか持っていない技であれば無形文化財も指定解除になります。</p>
会長	<p>それは致し方ないことだと思います。これに関して何かご意見やご質問はありますでしょうか。</p>
E委員	<p>はやし保存会のような団体に交付金などはないのですか。</p>
事務局	<p>後ほどご説明しようと思っていたのですが、補助金はこれまでも大谷芸能保存会に出しておりました。今回補助要綱のほうも改正し、多少メニューを加えております。</p>
会長	<p>そういう事をもっと宣伝したほうが良いと思います。他に何かご質問などありませんか。</p>
事務局	<p>(5) 文化財保存活用等の計画の方向性について</p> <p>改正文化財保護法では、地域で文化財の継承に取り組むため、計画等が体系化されました。その中身といたしましては。県が大綱、市が地域計画、文化財所有者が個別計画を作成できるようになっております。今回はこれらの取組の方向性について、ご意見を賜りたいと思います。</p> <p>まず、一つ目の文化財保存活用大綱についてです。1ページの一番上をご覧ください。1ページの一覧上をご覧ください。本大綱につきましては、現在神奈川県教育委員会で策定作業中です。内容としては、神奈川県内における、文化財の保存活用の基本的な方向性を明確化し、各種取組の共通の基盤になるものです。大綱の具体的な内容については県と市町村で意見を交換しながら行っており、年内に策定の予定と聞いております。この7月10日より、パブリックコメントが開始されるとのことですので、内容につきましては本会議には間に合いませんでした。大変申し訳ないのですが、公表され次第、皆</p>

様には情報提供させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、2点目の、文化財保存活用地域計画についてです。こちらは県の策定する文化財保存活用大綱を勘案し、市町村が定め、文化庁長官の認定を受けることができるものです。市が目指す文化財の保存活用に関する基本的なアクションプランとなるものです。資料に記載しましたメリットがありますが、かなりの作業、調査量が想定されます。本市におきましては、現大綱において、策定の時期は未定ですが、県の文化財保存活用大綱の内容を確認し、他の市町村の動向を確認しながら将来的な策定について検討していきたいと考えております。

続いて、第3点目の文化財保存活用計画についてです。こちらは、指定や登録を受けた文化財の所有者または管理団体が策定する計画となっております。現在当市では、これらの文化財の中で、特に最優先に計画を定めるものとして、史跡相模国分寺跡を考えておりますが、内容が古くなってきている部分もあるため、見直し、策定をしたいと考えております。

計画の具体的な構成につきましては、資料の裏面をご覧ください。内容といたしましては、文化保護法等に定められています。資料では括弧書で書いてある部分が法定の内容のものとなります。また詳細につきましては、文化庁が示す指針に基づき定められることとし、その項目は裏面でお示しした内容となります。この相模国分寺跡保存活用計画の策定につきましては、保護審議会に設置いたします相模国分寺跡保存活用部会でその詳細についてご検討いただき、審議会の議題として考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

会長

相模国分寺保存活用計画策定項目の一番下の行が「概ね5年～10年のスパンで考え、史跡の実情に応じて設定する」だと思いますね。「史跡の実情の」となっているので直したほうがいいですね。特に相模国分寺については先ほども皆さんにお話しして、ご承認でいただきました、相模国分寺跡の保存活用計画部会がございますので、そこで検討していくことになろうかと思っております。もちろんその結果については、ご報告したうえで、みなさんにもご承知いただきますが、特に今ここでご意見がございましたらぜひおねがいします。

会長

では相模国分寺跡の保存活用計画については、部会で内容詳細を検討していくということになります。

